

## 「殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める」意見書

政府は2026年4月21日に防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、国産装備品の輸出を「救難、輸送、警戒、監視、掃海」に限定する「5類型」の制約を撤廃しました。

しかし、日本国憲法第9条は戦争放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後は「専守防衛」と「平和主義」を国是とし、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼されてきました。

それが、今回の撤廃で殺傷能力のある武器を含む防衛装備品を輸出できるように舵を切ったこととなります。

武器の輸出拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針とは異なっています。

よって鳩山町議会は国に対して殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として国際社会に貢献するように次の事項について強く求めます。

### 記

- 1 防衛装備移転三原則及びその運用指針を見直し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止すること。
- 2 かつての武器輸出三原則及び事実上の武器輸出禁止政策の理念に立ち戻り、日本製武器が国際紛争や武力衝突を助長することのないよう、武器輸出を厳格に制限すること。
- 3 武器輸出拡大だけではなく、紛争予防、平和構築、人道支援、気候危機対策、食料対策など、非軍事の平和貢献に資源を振り向け、憲法の理念に沿った国際貢献を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月11日

埼玉県比企郡鳩山町議会

|        |       |    |   |
|--------|-------|----|---|
| 衆議院議長  | 森     | 英介 | 様 |
| 参議院議長  | 関口    | 昌一 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 高市    | 早苗 | 様 |
| 外務大臣   | 茂木    | 敏充 | 様 |
| 経済産業大臣 | 赤澤    | 亮正 | 様 |
| 防衛大臣   | 小泉進次郎 |    | 様 |